

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 15日施行

令和 6年 4月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要綱第25号

佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業要綱  
の一部を改正する要綱

佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 6年 4月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町要綱第25号

佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業  
要綱の一部を改正する要綱

佐用町伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業要綱（令和5年佐用町要綱第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号イ中「3歳に達する日」を「1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）」に改める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。